

国土強靱化地域計画に関する出前講座について

- 地域計画の策定を支援するため、**有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣。**
- **1回目の派遣に係る経費は、原則、内閣官房が負担。**
- 令和2年度は特に、策定用ツールを活用した効率的な策定方法や、交付金・補助金による関係府省庁の支援の「重点化」等、地域計画策定・改訂に資する情報を整理し、提供予定。
- 派遣の申込みは、**国土強靱化推進室にて随時受付。**
(派遣日程等については、申込自治体の地域計画策定状況や近隣自治体の希望等も踏まえ、調整。)

1 目的

国土強靱化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定及び地域計画に基づく取組等が、全国の都道府県・市区町村で進んでいます。この地域計画の策定は、都道府県・市区町村にとって初めてのことであり、制度面や実務面で疑問を持たれることも多くあるかと思えます。

そこで、地域計画に関する基礎知識についてわかりやすく解説し、地域計画策定実務で生じる疑問等に応えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

2 対象

都道府県・市区町村の職員等(その他の場合も御相談ください)

3 実施方法

都道府県・市区町村が主催する研修会等に講師として有識者・内閣官房の職員を派遣し、説明及び質疑を行います。

4 講習内容例

以下の内容について、有識者・内閣官房の職員が説明します。

- ① 国土強靱化法制度
- ② 脆弱性評価
- ③ 地域計画策定の主な流れ
- ④ 地域計画策定の推進・支援
- ⑤ 策定用ツールの活用方法
- ⑥ その他策定に当たっての留意点等

(その他、国土強靱化に関連して希望するテーマがあれば御相談ください)



5 その他

- 有識者・内閣官房の職員の1回目の派遣に係る旅費等は、原則、内閣官房が負担します。(職員の継続的参加の相談も承りますが、旅費等は原則依頼元の負担でお願いします。)
- 研修会等の会場の確保(資材、機器も含む)、出席者への案内、資料の印刷・配布等については、主催の都道府県・市区町村にてお願いします。
- 派遣日程等については、申込自治体の地域計画策定状況や近隣自治体の希望等も踏まえて調整させていただきます。なお、日程が整わない等の理由により講師派遣を行えない場合がある旨、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房国土強靱化推進室 松浦、青木

TEL: 03-6257-1775

E-mail: i.national.resilience.b2i@cas.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)

